

東大阪市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

雇用環境は、新規学卒者も含め極めて厳しい状況にあります。

本市では、雇用確保と雇用創出に向けて、布施公共職業安定所・大阪府総合労働事務所・東大阪商工会議所などと連携し、就職面接会の開催や人材育成塾の開講など、雇用状況の改善に積極的に取り組んでおります。

さらに、大阪府や大阪労働局などとも連携し、国の緊急雇用創出事業などを活用して積極的に雇用の創出を図るとともに、資格取得のためのパソコン講習の拡充や介護・福祉部門も含めた面接会の開催などを通じて、離職者に対する教育訓練や再就職支援等の充実・強化を図ってまいります。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

地域就労支援事業につきましては大阪府では総合相談事業として交付金化されましたが、本市も含め大阪府・市町村就労事業推進協議会を結成し、NPO団体などとも連携を深め、福祉施策とも関連させてきめ細かな取り組みを強化してまいります。

また本市におきましても、地域就労支援事業と労働相談事業との連携を強化し、中高年齢者・障がい者など就職困難者の雇用確保はもとより若年者等の正規雇用の実現に向け、大阪府・ハローワークなど関係機関と連携して積極的に推進してまいります。

本市では平成21年3月より、解雇・雇止め等により住居からの退去を余儀なくされる方々に対し、市営住宅の一時使用制度を運用しております。今後も大阪府と連携を密にしながら、住戸の確保に努めてまいりたいと考えております。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

労働関係法令の制定や改正等につきましては、市政だより・労政ニュースはもとよりホームページなどを通じて積極的に情報提供を行うとともに、それらを掲載した若者向け就職支援誌『東大阪スタイル』の全戸配布及び事業所向け人権啓発冊子『企業はいま』への「労働関係法令の基礎知識」の掲載などを通じて、その趣旨が職場で徹底されるよう指導してまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体においては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

障がい者等の就労支援や環境への配慮等、企業の社会的責任も評価する入札制度の導入について、「東大阪市総合評価競争入札制度導入検討委員会設置要綱」を制定し、平成20年度において入札を執行しました。

また、委託業務の契約については、発注に際して関係法令等を遵守するよう発注部局に周知を図るなど指導しております。あわせて、委託料積算時には最低賃金の確保に努めるよう指導し、公正な賃金などの確保を図るため、最低制限価格の設定などダンピング受注防止に努めております。

なお、公契約につきましては、国の動向を踏まえ研究してまいります。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

憲章及び行動指針の趣旨を周知・徹底できるよう、社会的機運の醸成、労働時間等の見直しに向けた取り組みの促進、仕事と家庭の両立支援について、国や大阪府と連携して本市としても積

極的に取り組んでおります。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」を奨励する意味も込めて、優良社会貢献事業所表彰制度を創設いたします。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

本市では毎年「モノづくり取引商談会」を開催し、特殊品の製造や短納期・小ロットを得意とする市内中小企業と大手・中堅メーカーとの取引の場を設け、受注拡大・販路開拓の支援を行っております。今後も引き続き、さらなるビジネスチャンス拡大や産業活性化につながる施策の展開に努めてまいります。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本市の企業誘致にかかる優遇制度として「東大阪市モノづくり立地促進補助金制度」を平成15年度に創設し、以来、本補助制度に基づく補助対象企業数は順調に推移してきており、また、平成19年11月に本市内の工業地域・工業専用地域を対象に大阪府第二種産業集積促進地域に指定され、現在、本市の優遇制度に加え、大阪府の優遇制度の適用を受けることが可能となっており、今後、新規製造業の立地状況等を見ながらより有効な施策についても検討してまいります。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

市内中小企業の育成を観点に優先的に指名・発注しており、加えて官公需に関する「国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、可能な限り分離分割発注等、受注機会の確保に努めております。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライ

ン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

業務完了後は元請業者に対し、速やかに支払いを行っております。

また、下請代金支払遅延等防止法の遵守は当然のことであり、下請業者に対しても、支払いが遅延することがないように指導しております。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

本市の行財政改革は平成15年に策定した「行財政改革行動計画」とそれを引き継いだ「集中改革プラン」で中期目標を設定し集中的に取り組み、その進捗状況を市ホームページで公開しております。

また集中改革プランは平成21年度までの計画であり、現在、平成22年度以降の行革プラン策定に向け、新たに集中的に取り組む行革メニューを精査しているところです。こちらのプランについても集中改革プランと同様、進捗状況を市ホームページで公開していく予定です。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

市民との協働という大きな観点から見た民間活力の活用には、外部委託だけでなく外部人材の登用やボランティアの活用など、様々な手法が考えられます。

また、情報公開にあわせ市民やNPO等から幅広くいただいた意見を市政に反映させることの必要性は認識しております。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、

画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、現在大阪府が進める特例市並みの権限移譲では、府下の全市町村に対して102の移譲候補事務が示されておりますが、本市にも未移譲の30の事務が移譲候補として示されているところです。今後、移譲計画の策定に際しましては、本市の地域特性を考慮した移譲計画となるよう、事務の内容や財政・人的支援などに関して府と十分に協議しながら進めてまいりたいと考えております。

また、権限移譲によって行政サービスがどのように変化するのかにつきましても、市民に分かりやすく発信していきたいと考えております。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方税制に対する要望は、近畿都市税務協議会を通じて国に要望しているところです。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

平成20年度から市政マニフェストの事業管理に導入したP D C Aの管理手法を、平成21年度からは実施計画のすべての事業に導入しております。各部局は客観的な指標による事業評価を行い、市長に対して年間の実績報告を行うこととなっております。

なお、第三者による評価制度の導入の検討についても、今後の課題であると認識しております。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実

を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

（回答）

地域医療連携体制につきましては、本市は八尾市・柏原市とともに、「大阪府保健医療計画」に基づく中河内保健医療圏において救急医療対策等の連携を進めており、今年度から初期小児救急広域連携事業を開始するなど、今後より一層の拡充を図ってまいります。

医師・看護師等に対する職場環境の改善の一環として院内保育所をすでに設置しておりますが、現在、この拡充に向けた取り組みを検討しているところです。また、来年度より着工予定である増築棟において、この院内保育所だけでなく夜勤室・当直室・休憩室等の整備を行い、より魅力のある病院として評価されることで職員の離職防止につながるものと考えております。

(2)（福祉人材確保の強化）

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

（回答）

介護人材確保に係る諸施策につきましては、福祉・介護職員処遇改善交付金事業をはじめ大阪府が実施主体となって事業が実施されているところであり、本市としては、介護保険事業者等への情報提供等を行うことでこれらの事業の活用を促進し、介護職員確保に資するよう対応することが必要と考えております。今後も引き続き大阪府が実施する人材確保事業についての広報協力などを検討してまいります。

(3)（利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充）

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

（回答）

障がい者が移動支援事業を利用しやすくするよう、利用時間の基準の拡充や算定基準の緩和を行ってきているところです。また利用者負担についても、課税世帯4,000円・非課税世帯2,000円の上限設定を行っているところです。

今後も移動支援をはじめ地域生活支援事業の拡充に努めてまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

本市では、平成15年度に市民との協働による健康づくりを総合的に推進することを目的として、健康日本21東大阪市計画「健康トライ21」を策定し、栄養・食生活 身体活動・運動 休養・こころの健康 たばこ アルコール 歯の健康 生活習慣病予防の7領域において、市民の健康づくりの取り組みを行っているところです。休養・こころの健康の領域においては、自殺者の減少やうつ領域にある人の割合の減少等の目標値を定め、講演会等の啓発事業やストレスセミナー・ストレスチェックの実施等を通して、市民のこころの健康づくりを行ってきたところです。

平成18年10月には自殺対策基本法が施行、地域の多様な関係機関との連携による取り組みの重要性が明記され、とりわけ現下の経済情勢を踏まえ、「働きざかり」を対象とした労働分野との連携が重要であるとされております。東大阪市計画「健康トライ21」の推進母体である「東大阪市民健康づくり推進協議会」においても、商工会議所・労働団体といった地域の労働分野の関係団体にご参画いただき、勤労者向けのアンケートや中小企業向けの講演会の実施等を通して、勤労者のこころの健康(メンタルヘルス)の取り組みを実施してきたところです。今後は、さらに地域の医療・福祉・労働分野とのきめ細やかな連携を図り、地域の中小企業や勤労者を対象としたこころの健康(メンタルヘルス)の取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

大阪府と連携を図りながら、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援の充実を図ってまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、

2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

学校における児童の安全確保につきましては、平成23年度以降も、引き続き来校者の対応・不審者侵入の未然防止を図るために努力してまいります。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

少人数学級編制に向けた基準の改善については、これまでも大阪府都市教育長協議会等を通じ国・府に対し要望してきたところであり、今後も大阪府と連携し、35人学級編制の継続に努めてまいりたいと考えております。

小学校での商業体験(キッズマート等)や農業体験・社会見学等キャリア教育に関する活動や「ものづくり体験教室」を継続実施し、さらに中学校での職業体験実施などを推進し、系統的・継続的なキャリア教育に取り組んでまいります。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

国におきましては、公立高校の授業料無償化ならびに経済的理由により就学困難な高校生に対する給付型奨学金制度の導入が検討されております。

さらに、大阪府におきましては、低所得世帯を対象に私立高校の実質授業料無償化を宣言されており、今後とも、教育の機会均等が損なわれないような制度の継続に向け、国・府に対して要望してまいりたいと考えております。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

子どもに関わるすべての関係機関からなる要保護児童対策地域協議会の活動を中心として、虐待の早期発見と防止に向けた支援体制の充実に努めてまいります。

日常的な関係機関との連携強化を図るため、定期的な情報交換や研修会等を実施し、ネットワーク機能の充実に努めてまいります。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

配偶者暴力防止法の改正により、基本計画の策定について市町村に対しては努力義務となったことから、平成21年5月に改正となった大阪府の基本計画を踏まえながら検討してまいります。

また、DVに関する正しい認識を深めるため、全戸配布している情報紙「HOW」で啓発を図るとともに、相談窓口などの周知については、市政だより・ホームページに掲載するほか、窓口を紹介したカードを市内の医療機関等に置くなどの取り組みをしており、設置場所を増やすなど今後も一層周知に努めてまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市では「男女共同参画推進プランひがしおおさか21」を策定し、施策の推進を図るため、男女共同参画推進本部を設置し、幹事会・実務担当者会議を通じ、関係部局に対し積極的に働きかけております。

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

地球温暖化の防止対策として、本市「温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量を把握し排出抑制を促進するなど管理・啓発を実施し、年間1%の削減に努めております。

また現在、市域から排出される温室効果ガスの削減計画を策定中であり、そのなかで、各部門から排出される温室効果ガスの現状を把握したうえで、それぞれに見合った施策・対策を検討してまいります。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

本市では平成17年度に18年度から27年度の10年間を計画期間とした「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、三者(市民・事業者・行政)の協働によるリサイクル率の向上などにより、平成27年度にごみの量を30%減量することをめざしております。

そのため、家庭ごみの中で5割以上の容積を占めるプラスチック製容器包装とペットボトルの分別収集を平成22年度までに全市において実施することとし、現在収集地域を拡大しております。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

本市におきましては、市立小中学校80校を第1次避難所として位置付け、食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しております。またそのほかにも、市内数ヶ所の備蓄倉庫に食料・飲料水・生活必需品等を備蓄し、本市の被害想定人口10万人に対する備蓄の整備を行っております。今後関係部局と調整を図り、市民のニーズに対応しかつ災害時要援護者にも対応できる物資・資機材の確保を進めてまいりたいと考えております。

平常時から災害時の備えとして、地域防災組織(自主防災会)等において防災訓練を地域住民が参加し行っているところでございます。今後、さらなる地域防災力の強化に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

本市におきましては避難場所として、市立小中学校80校を第1次避難所、公立高校・ドリーム21及びリージョンセンター7ヶ所を第2次避難所、また私立高校及び大学を第3次避難所と位置付けております。また、避難場所への誘導標識の増設、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修については、「地域防災計画」に基づき関係部局において検討を図り、防災体制の整備に努

めてまいります。

(3)- 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

公立学校の耐震化につきましては、現在災害時の避難場所としまして最大の収容場所となる屋内運動場を優先して進めており、平成22年度にはすべての屋内運動場の耐震化が完了する予定です。一方、膨大な事業量となる校舎の耐震化につきましても、屋内運動場の耐震化完了後、引き続き整備を図ってまいります。

近年、大規模な震災が予測されるなか、現在本市において「安全で安心な住みよいまちづくり」政策の一環として、既存建築物について耐震診断補助制度を実施しております。平成19年4月からは現行の耐震診断補助制度を拡充し、木造住宅への補助金を増額し、所有者の負担の軽減（負担額5,000円）を図っております。

耐震改修補助制度については平成19年12月から木造住宅の耐震改修補助制度を創設し、平成21年度より「一居室のみの耐震化」（「シェルター設置工事」）も耐震改修補助制度の対象となるよう制度の拡充を図っております。

今年度の周知・啓発活動といたしましては、市政だよりでの特集（8・1号）全戸回覧ピラを実施し、8月末にはケーブルTV番組（企画コーナー）での周知・啓発活動も実施してまいりましたが、今後より一層市民にとって分かりやすい周知・啓発活動を推進してまいります。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

登下校時の子どもの安全確保については、全小学校区で取り組まれている地域・保護者の方による見回り・見守り活動を中心とした「愛ガード運動」の充実に努めてまいります。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かず

の踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

（回答）

街のバリアフリー化の一環として、平成14年7月策定の「交通バリアフリー基本構想」に基づき鉄道駅舎のエレベーター設置事業を進めてまいり、構想最終のJR徳庵駅のエレベーター設置を平成21年・22年の2ヶ年で行っております。

福祉のまちづくりのための環境整備については平成21年10月から大阪府の「福祉のまちづくり条例」が改正されることに伴い、市として従来の「環境整備要綱」を廃止し、大阪府の「同条例」に基づき施策を進めております。歩道設置、既存歩道における段差解消や改良、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を進め、市民誰もが安心安全に移動できる道路環境を整備していきたいと考えております。

都市計画道路の整備は、都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与する事業です。

現在、街路事業につきましては、近鉄奈良線連続立体交差事業及び大阪外環状線鉄道建設事業等の大型プロジェクト事業の関連事業を中心として6路線2駅前広場の整備を進めております。平成22年度におきましても、引き続きこれら事業の推進を図ってまいります。

公共交通網の整備につきましては、本市では25ヶ所の鉄道駅とそれを補完するバス路線が運行されており、比較的公共交通に恵まれた環境にあると考えておりますが、今後、既存公共交通の利用実態調査や統計資料等の資料収集・分析を行い、市民の皆様の意見を聞きながら幅広く調査研究を進めていく予定です。

(6)（人権侵害救済制度の確立）

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

（回答）

人権侵害による被害者を実効的に救済するための制度を早急に確立するため、実効性のある人権救済に関する法制度の確立を大阪府・市長会・町村長会を通して要望しております。

一方、市として多くの人権啓発の取り組みを図っている間においても、様々な人権問題が多発し、絶えることがありません。今後とも、差別事象を生じさせないためにも、人権啓発の充実・強化を図ってまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

戦争は、人権侵害の最たるものであり、決して起こしてはならないと考えております。

毎年、7月から8月にかけての「平和のつどい」、12月には「平和と人権のつどい」を開催し、平和の尊さを啓発しております。今後も、他の啓発手法も検討しながら施策の充実を図ってまいります。また、市のホームページ・市政だよりなどの媒体を活用し、平和の大切さをアピールしてまいります。